

敬老祝金支給対象者

年齢	生年月日
70歳	昭和21年4月1日～昭和22年3月31日
77歳	昭和14年4月1日～昭和15年3月31日
88歳	昭和3年4月1日～昭和4年3月31日
99歳	大正6年4月1日～大正7年3月31日

**お知らせ**



**敬老祝金**  
長寿を祝福  
敬老祝金を支給します

健康福祉課 高齢者・女性係 ☎65・0001

桂川町では、敬老の意を表し、長寿を祝福するため「敬老祝金」を支給します。対象の方には、8月下旬にご案内の通知書を送付します。なお、今年度は現金での支給となります。

【支給期間】9月2日(金)～7日(水)の役場開庁日  
9時～16時30分

※支給期間中に受給できない方は、9月8日

(木)～30日(金)までの間に受給してください

【支給場所】総合福祉センター「ひまわりの里」

【持参物】○印鑑 ○通知書

**確認じゃ!**

**お知らせ**



**臨時福祉給付金**  
障害・遺族年金向け給付金

給付金に関するお知らせ

国税務課 税務係 ☎65・1076

平成28年度の「臨時福祉給付金」及び「障害・遺族年金受給者向け給付金」が支給されます。

桂川町では、支給対象と思われる方に対し、8月下旬に申請書などを送付します。

【申請先】平成28年1月1日に住民登録のある市町村  
【桂川町での申請期間】9月1日(木)～平成29年2月28日(火)の役場開庁日時

【桂川町での申請方法】郵送か窓口で申請。詳しくは送付する申請書などをご覧ください

【その他】市町村により申請期間や方法が異なります。詳しくは各市町村にお尋ねください

**平成28年度**  
**臨時福祉給付金**  
1人につき3千円

支給対象者  
平成28年度分の住民税が非課税の方  
(課税者の被扶養者や生活保護の受給者等を除きます)  
「高齢者向け給付金」の支給対象者も受給できます。

平成26年4月に実施した消費税率引上げに伴う所得の少ない方への影響を緩和します。

**障害・遺族年金**  
**受給者向け給付金**  
(年金生活者等支援臨時福祉給付金)  
1人につき3万円

支給対象者  
平成28年度臨時福祉給付金の支給対象者のうち、障害基礎年金や遺族基礎年金等を受給している方  
(高齢者向け給付金の受給者を除きます)

一億総活躍社会の実現に向け、賃金引上げの恩恵が及びにくい所得の少ない年金受給者の方を支援します。

**お知らせ**



**「現況届」「所得状況届」の提出を**  
(特別)児童扶養手当を  
受給している皆さんへ

住民課 住民年金係 ☎65・3301

児童扶養手当や特別児童扶養手当を受給している方は、「現況届」と「所得状況届」の提出が必要です。該当者には、7月下旬から通知を送付しています。提出に必要な書類については、通知をご覧ください。

【受付期間】

○児童扶養手当…8月1日(月)～31日(水)

○特別児童扶養手当…8月12日(金)～9月12日(月)

**お知らせ**

**木曜日は**  
**19時まで窓口延長**

桂川町役場では、祝日を除く毎週木曜日は、19時まで下記の部署で窓口の延長を行っています。なお、一部対応できない業務もありますので、来庁する際は各部署へ事前にご連絡をお願いします。

課名	問合せ先
住民課	☎65・3301
税務課	☎65・1076
保健環境課	☎65・1097
水道課	☎65・3241
建設事業課	☎65・3330
学校教育課	☎65・1149